

和歌山県後期高齢者医療広域連合の規約変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第3項の規定に基づき、和歌山県後期高齢者医療広域連合から平成24年7月6日付けで届出のあった規約変更について、同日、受理しましたので、同条第5項の規定により公表します。

【届出の内容】

住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成24年7月9日に施行され、外国人住民が新たに適用対象に加えられることに伴い、当広域連合の構成市町村の負担金のうち「共通経費」の「後期高齢者人口割」及び「人口割」に関する規定を変更するもの。